

平成31年度 南阿蘇村税納期のお知らせ

	納付期限	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	
					普通徴収	特別徴収(年金)
4月	*****					第1期
5月	5月31日(金)		第1期	全期		
6月	7月1日(月)	第1期				第2期
7月	7月31日(水)		第2期		第1期	
8月	9月2日(月)	第2期			第2期	第3期
9月	9月30日(月)	第3期			第3期	
10月	10月31日(木)		第3期		第4期	第4期
11月	12月2日(月)	第4期			第5期	
12月	12月25日(水)				第6期	第5期
1月	1月31日(金)				第7期	
2月	3月2日(月)				第8期	第6期
3月	*****					

◎口座振替を申し込まれている方は、毎月27日に振替されますので残高の確認をお願いします。
(27日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)

◎12月は納期限12月25日(水)・口座振替12月20日(金)になります。

◎村県民税・国民健康保険税の特別徴収は、年金からの天引きになりますので、納付書は発送されません。

環境保全民間監視員パトロール(長陽地区)



① 林の中に投棄されていた冷蔵庫を引き上げる様子
② ごみステーションで回収されなかったごみを再分別している様子

**不法投棄をさせない
環境作りを目指しましょう**

年度末は引越しシーズンだったこともあり、たくさん不法投棄が見つかりました。冷蔵庫や布団、中には産業廃棄物らしき物もありました。環境保全民間監視員の皆様が毎月パトロールを行っておりますが、人目につかない時間帯や、人通りが少ない場所に持込まれるため、なかなか不法投棄が減らないのが現状です。ご自身の所有する土地(雑草地や山林)に不法投棄をされないように、除草や樹木の剪定、柵の設置等の不法投棄をされない環境作りを目指しましょう。

また、ごみステーションで分別状況が悪く回収されなかったごみについても、監視員の皆様がパトロールと一緒に再分別を行っています。「自分が出したごみの分別はあっていただろうか?」ごみステーションで立ち止まるのも、綺麗な地域づくりへの心がけの一つです。

「身体・知的・精神障がい合同相談会」のお知らせ

身体・知的・精神に障がいのある人とその家族を対象に合同相談会が開催されます。福祉サービスの利用、就労、身障手帳等各種の手続き、地域生活に関することなど、お気軽にご相談ください。

■日時

5月27日(月)
午前10時～正午

■場所

役場西会議室(1階)

■相談員

相談支援事業所(高森寮・時計台)
熊本県北部障害者就業生活支援センターがまだす
村住民福祉課

※日時と場所をお間違えのないよう
にお越しください。

※予約は必要ありません。

〈問い合わせ〉

住民福祉課 TEL(67)2702